

官報

号外 平成二十七年四月二十一日

○第百八十九回国衆議院會議錄 第十八号

平成二十七年四月二十一日(火曜日)

議事日程 第十二号

平成二十七年四月二十一日

正午開議

- 第一 議長辞任の件
- 第二 常任委員長の選挙
- 第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第五 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 議長辞任の件
- 議長選挙
- 日程第二 常任委員長の選挙
- 日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第四 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第五 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後零時二分開議
○副議長(川端達夫君) これより會議を開きます。

日程第一 議長辞任の件
○副議長(川端達夫君) 日程第一、議長辞任の件につきお諮りいたします。

昨二十日、議長町村信孝君から、今般、一身上の都合により衆議院議長を辞任いたしたので御許可願いたい旨の辞任願が提出されております。

辞任願

今般一身上の都合により衆議院議長を辞任いたしたので御許可願います

平成二十七年四月二十日

衆議院議長 町村 信孝
衆議院副議長 川端 達夫殿

○副議長(川端達夫君) 町村信孝君の議長辞任の件を許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(川端達夫君) 御異議なしと認めます。よつて、許可することに決まりました。

議長選挙

○副議長(川端達夫君) つきましては、これより議長選挙を行います。

選挙の手續につきましては、衆議院規則によることといたします。なお、念のため申し上げますと、投票は筆記無名投票であります。お手元に配付の投票用紙に被選人の氏名を記載し、木札の名刺を添えて持参されることを望みます。

(参事氏名を点呼)

○副議長(川端達夫君) 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開票。

これより名刺及び投票の計算並びに投票の点検を命じます。

(参事名刺及び投票を計算、投票を点検)

○副議長(川端達夫君) 投票総数四百六十七。名刺の数もこれと符合しております。

本投票の過半数は二百三十四であります。投票中、白票が一票あります。これは当然無効であります。

投票の結果を事務総長から報告させます。

(事務総長報告)

大島 理森君 四百六十六

ほかに無効 一

○副議長(川端達夫君) 右の結果、衆議院規則第八条により、大島理森君が議長に当選されました。

(拍手)

議長選挙投票者の氏名

あかま二郎君	あべ 俊子君
安倍 晋三君	逢沢 一郎君
青山 周平君	赤枝 恒雄君
赤澤 亮正君	秋葉 賢也君
秋元 司君	秋本 真利君
麻生 太郎君	穴見 陽一君
甘利 明君	安藤 裕君
井野 俊郎君	井上 信治君
井上 貴博君	井林 辰憲君

伊東 良孝君	伊藤 信太郎君
伊藤 忠彦君	伊藤 達也君
伊吹 文明君	池田 道孝君
池田 佳隆君	石川 昭政君
石崎 徹君	石田 真敏君
石破 茂君	石原 伸晃君
石原 宏高君	石田 朋美君
今枝宗一郎君	今津 寛君
今村 雅弘君	岩田 和親君
岩屋 毅君	うへの賢二郎君
江崎 鐵磨君	江渡 聡徳君
江藤 拓君	衛藤征士郎君
遠藤 利明君	小倉 将信君
小此木八郎君	小里 泰弘君
小田原 潔君	小野寺五典君
小淵 優子君	尾身 朝子君
越智 隆雄君	大岡 敏孝君
大串 正樹君	大隈 和英君
大島 理森君	大塚 高司君
大塚 拓君	大西 英男君
大西 宏幸君	大野敬太郎君
大見 正君	岡下 昌平君
奥野 信亮君	鬼木 誠君
加藤 鮎子君	加藤 勝信君
加藤 寛治君	梶山 弘志君
勝沼 栄明君	勝俣 孝明君
門 博文君	門山 宏哲君
金子 一義君	金子万寿夫君
金子めぐみ君	金子 恭之君
金田 勝年君	上川 陽子君
神谷 昇君	神山 佐市君
亀岡 偉民君	鴨下 一郎君
川崎 二郎君	河井 克行君
河村 建夫君	神田 憲次君
菅家 一郎君	木内 均君
木原 誠二君	木原 稔君
木村 太郎君	木村 弥生君
城内 実君	黄川田仁志君

岸 信夫君	北川 知克君	北村 誠吾君	熊田 裕通君	小泉進次郎君	小林 鷹之君	小松 裕君	後藤 茂之君	河野 太郎君	國場幸之助君	左藤 章君	佐田玄一郎君	佐藤ゆかり君	齋藤 洋明君	坂本 哲志君	笹川 博義君	塩谷 立君	島田 佳和君	白石 徹君	新谷 正義君	菅 義偉君	助田 重義君	鈴木 俊一君	鈴木 憲和君	瀬戸 隆一君	蘭浦健太郎君	田中 和徳君	田中 良生君	田畑 裕明君	平 将明君	高木 毅君	高鳥 修一君	竹下 亘君	武井 俊輔君	武部 新君	棚橋 泰文君	谷垣 禎一君	谷川 弥一君
岸田 文雄君	北村 茂男君	工藤 彰三君	小池百合子君	小島 敏文君	小林 史明君	古賀 篤君	後藤田正純君	高村 正彦君	今野 智博君	佐々木 紀君	佐藤 勉君	齋藤 健君	坂井 学君	櫻田 義孝君	塩崎 恭久君	柴山 昌彦君	下村 博文君	白須賀貴樹君	新藤 義孝君	菅原 一秀君	鈴木 馨祐君	鈴木 淳司君	鈴木 隼人君	関 芳弘君	田所 嘉徳君	田中 英之君	田野瀬太道君	田村 憲久君	高市 早苗君	高木 宏壽君	高橋ひなこ君	竹本 直一君	武田 良太君	橘 慶一郎君	谷 公一君	谷川 とむ君	津島 淳君
辻 清人君	土屋 正忠君	とがしきなおみ君	富樫 博之君	富岡 勉君	中川 俊直君	中谷 元君	中村 裕之君	中山 泰秀君	長尾 敬君	長島 忠美君	丹羽 秀樹君	西川 公也君	西村 康稔君	額賀福志郎君	根本 幸典君	野田 毅君	葉梨 康弘君	橋本 岳君	馳 浩君	浜田 靖一君	原田 憲治君	比嘉奈津美君	平沢 勝栄君	福井 照君	福山 守君	藤丸 敏君	船田 元君	古川 禎久君	古屋 圭司君	細田 健一君	堀井 学君	堀井 恵君	牧島かれん君	松島 みどり君	松本 純君	松本 洋平君	三ッ矢憲生君
土屋 品子君	寺田 稔君	土井 亨君	渡海紀三朗君	豊田真由子君	中川 郁子君	中谷 真一君	中山 展宏君	永岡 桂子君	長坂 康正君	二階 俊博君	丹羽 雄哉君	西村 明宏君	西銘恒三郎君	根本 匠君	野田 聖子君	野中 厚君	萩生田光一君	橋本 英教君	鳩山 邦夫君	林 幹雄君	原田 義昭君	平井たくや君	ふくだ峰之君	福田 達夫君	藤井比早之君	藤原 崇君	古川 康君	古田 圭一君	星野 剛士君	細田 博之君	堀内 詔子君	前田 一男君	牧原 秀樹君	松野 博一君	松本 文明君	三ッ林裕巳君	三原 朝彦君
御法川信英君	宮川 典子君	宮崎 謙介君	宮澤 博行君	宮下 一郎君	武藤 容治君	宗清 皇一君	村上誠一郎君	茂木 敏充君	森 英介君	八木 哲也君	築 和生君	山口 俊一君	山口 壯君	山田 賢司君	山本 公一君	山本 拓君	山本 有二君	吉野 正芳君	若狭 勝君	渡辺 孝一君	安住 淳君	赤松 広隆君	泉 健太郎君	小川 淳也君	大串 博志君	大西 健介君	逢坂 誠二君	岡本 充功君	金子 恵美君	菅 直人君	黄川田 徹君	岸本 周平君	玄葉光一郎君	小山 展弘君	郡 和子君	近藤 洋介君	階 猛君
宮内 秀樹君	宮腰 光寛君	宮崎 政久君	宮路 拓馬君	武藤 貴也君	務台 俊介君	村井 英樹君	望月 義夫君	盛山 正仁君	森山 裕君	保岡 興治君	山際大志郎君	山口 泰明君	山下 貴司君	山田 美樹君	山本 幸三君	山本ともひろ君	吉川 貴盛君	義家 弘介君	若宮 健嗣君	渡辺 博道君	阿部 知子君	荒井 聰君	枝野 幸男君	緒方林太郎君	大島 敦君	大島 章宏君	岡田 克也君	奥野総一郎君	神山 洋介君	吉良 州司君	菊田真紀子君	黒岩 宇洋君	小宮山泰子君	後藤 祐一君	近藤 昭一君	佐々木隆博君	篠原 孝君
鈴木 克昌君	田島 一成君	高木 義明君	玉木雄一郎君	辻元 清美君	中川 正春君	中根 康浩君	長妻 昭君	野田 佳彦君	伴野 豊君	福島 伸享君	古川 元久君	細野 豪志君	前原 誠司君	松本 剛明君	本村賢太郎君	山井 和則君	横路 孝弘君	鷲尾英一郎君	足立 康史君	井坂 信彦君	井上 英孝君	石関 貴史君	浦野 靖人君	遠藤 敬君	小沢 鋭仁君	落合 貴之君	河野 正美君	木下 智彦君	重徳 和彦君	下地 幹郎君	高井 崇志君	馬場 伸幸君	牧 義夫君	松木けんこう君	松浪 健太君	丸山 穂高君	
鈴木 貴子君	田嶋 要君	武正 公一君	津村 啓介君	寺田 学君	中島 克仁君	長島 昭久君	西村智奈美君	原口 一博君	平野 博文君	福田 昭夫君	古本伸一郎君	馬淵 澄夫君	松原 仁君	宮崎 岳志君	山尾志桜里君	柚木 道義君	笠 浩史君	渡辺 周君	青柳陽一郎君	井出 庸生君	伊東 信久君	今井 雅人君	江田 憲司君	小原 慎司君	太田 和美君	柿沢 未途君	木内 孝胤君	坂本祐之輔君	篠原 豪君	鈴木 義弘君	谷畑 孝君	初鹿 明博君	升田世喜男君	松田 直久君	松野 頼久君	水戸 将史君	

村岡 敏英君	横山 博幸君
吉田 豊史君	吉村 洋文君
赤羽 一嘉君	井上 義久君
伊佐 進一君	伊藤 涉君
石井 啓一君	石田 祝稔君
稲津 久君	上田 勇君
浮島 智子君	漆原 良夫君
江田 康幸君	大口 善徳君
太田 昭宏君	岡本 三成君
北側 一雄君	國重 徹君
興水 恵一君	佐藤 茂樹君
佐藤 英道君	齊藤 鉄夫君
高木 美智代君	竹内 譲君
角田 秀穂君	遠山 清彦君
富田 茂之君	中川 康洋君
中野 洋昌君	濱地 雅一君
濱村 進君	樋口 尚也君
古屋 範子君	真山 祐一君
榊屋 敬悟君	吉田 宣弘君
赤嶺 政賢君	池内さおり君
梅村さえこ君	大平 喜信君
穀田 恵二君	齊藤 和子君
志位 和夫君	清水 忠史君
塩川 鉄也君	島津 幸広君
田村 貴昭君	高橋千鶴子君
畑野 君枝君	島山 和也君
藤野 保史君	堀内 照文君
真島 省三君	宮本 岳志君
宮本 徹君	本村 伸子君
平沼 赳夫君	小沢 一郎君
照屋 寛徳君	吉川 元君
浅尾慶一郎君	上西小百合君
亀井 静香君	川端 達夫君
小泉 龍司君	中村喜四郎君
仲里 利信君	長崎幸太郎君
野間 健君	

○副議長(川端達夫君) これより議長を御紹介いたします。

〔副議長川端達夫君議長大島理森君を演壇に導く〕

○副議長(川端達夫君) ただいま議長に御当選になりました大島理森君を御紹介いたします。

〔拍手〕

○議長(大島理森君) ただいま諸君の御推挙により、衆議院議長の重職につくことになりました大島理森でございます。まことに光榮に存じますとともに、その職責の重大さを痛感いたしております。

今日、我が国は、内外において多くの困難な課題に直面しております。私たちは、国民の厳粛な信託に応え、この難局を乗り越えていかねばならず、国権の最高機関として憲法が定めている国会の果たすべき役割には、かつてなく大きなものがあると考えております。

町村前議長におかれましては、今日までその重責を果たしてこられました。健康上の理由によりその職を辞されることになりましたことは、まことに残念であります。

私は、憲政に貢献された歴代議長の思いを引き継ぎ、議会制民主政治の本旨にのっとり、議院の公正円満な運営に全力を傾け、本院が国民の期待と信頼に応えるべく最善の努力をいたす所存であります。

ここに、就任に際し、議員各位の御支援と御協力を切にお願い申し上げます。議長就任の御挨拶といたします。

〔拍手〕

〔議長大島理森君議長席に着く〕

○議長(大島理森君) この際、二階俊博君から発言を求められております。これを許します。二階俊博君。

〔二階俊博君登壇〕

○二階俊博君 先例によりまして、私は、議員一同を代表して、新議長に対してお祝いの言葉を、さらに、前議長に対して謝辞を申し述べたいと存じます。

ます。

ただいま、大島理森君が本院議長に当選されました。議員一同、心から祝意を表したいと存じます。

御承知のとおり、大島理森君は、議会政治に対し長年にわたる豊かな経験をお持ちであるばかりではなく、そのすぐれた人格と識見は、この重任を託するにまことにふさわしい人物であると存じます。

内外の課題の多い現在、国民の国会に寄せる期待はいよいよ大なるものがあります。我々は、大島理森君がその手腕と力量を遺憾なく発揮され、議会の円満な運営と健全な発展に十分な成果を上げられ、もって国民の負託に応えられるものとなるべく信じております。

ここに、議長御就任を祝し、あわせて今後の御活躍をお祈りいたします。

次に、前議長の町村信孝君に謝辞を申し述べたいと存じます。

町村君は、体調が思わしくない中、就任以来、その重責を懸命に担ってこられました。このたび、退任されることになりましたことは、まことに残念であり、心中をお察しいたします。

ここに、その御尽力と御労苦に対し深く感謝の意を表しますとともに、一日も早い御健康の回復を心から祈念しながら、感謝の言葉といたします。

〔拍手〕

日程第二 常任委員長の選挙

○議長(大島理森君) 日程第二、常任委員長の選挙に入ります。

予算委員長が欠員となつておりますので、この際、予算委員長の選挙を行います。

○橘慶一郎君 予算委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されることを望みます。

○議長(大島理森君) 橘慶一郎君の動議に御異議

ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、動議のとおり決まりました。

議長は、予算委員長に河村建夫君を指名いたします。

〔拍手〕

日程第三 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第三、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長奥野信亮君。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔奥野信亮君登壇〕

○奥野信亮君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を三十二人増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少しようとするものであります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託され、十四日上川法務大臣から提案理由の説明を聴取し、十五日質疑を行い、同日質疑を終局しました。十七日、討論を行い、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

〔拍手〕

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 文部科学省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第四、文部科学省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。文部科学委員長福井照君。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔福井照君登壇〕

○福井照君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文部科学委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、超党派のスポーツ議員連盟における議論を踏まえ、平成二十三年、議員立法により制定されましたスポーツ基本法の附則第二条の規定などにより、政府から提出されたものであります。

その主な内容は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、その長をスポーツ庁長官とすること等の所要の措置を講ずるものであります。

本案は、去る十四日本委員会に付託され、翌十五日下村文部科学大臣から提案理由の説明を聴取

し、十七日に質疑を終局いたしました。採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第五、水防法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長報告を求めます。国土交通委員長今村雅弘君。

水防法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○今村雅弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするために必要な措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、現行の洪水に係る浸水想定区域について、想定し得る最大規模の降雨を前提とした区域

に拡充するとともに、内水及び高潮に係る浸水想定区域制度を創設すること、

第二に、主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川等に当該雨水を放流するものを、雨水公共下水道として整備することができること、

第三に、都市機能が集積し、下水道のみでは浸水被害への対応が困難な区域において、民間の設置する雨水貯留施設を下水道管理者が協定に基づき管理する制度を創設すること、

第四に、下水道の維持修繕基準を創設するとともに、日本下水道事業団が、高度の技術を要する管渠の更新や維持管理及び下水道工事の代行等ができるようにすることなどであります。

本案は、去る四月十三日本委員会に付託され、十五日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、十七日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

出席国務大臣

法務大臣 上川 陽子君
文部科学大臣 下村 博文君
国土交通大臣 太田 昭宏君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)
一、去る十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律
(常任委員長辞任)
一、昨二十日、議長において、次の常任委員長の辞任を許可した。

予算委員長 大島 理森君
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員
辞任 門 博文君 補欠 岡下 昌平君
辻 清人君 中谷 真一君
山下 貴司君 務台 俊介君
中谷 真一君 武部 新君
岡下 昌平君 門 博文君
武部 新君 辻 清人君
務台 俊介君 山下 貴司君

外務委員
辞任 小林 鷹之君 補欠 藤井比早之君
藤井比早之君 勝沼 栄明君
勝沼 栄明君 小林 鷹之君

文部科学委員
辞任 尾身 朝子君 補欠 宗清 皇一君
工藤 彰三君 瀬戸 隆一君
小林 史明君 宮崎 謙介君

船田 元君 前田 一男君 笠 浩史君 畑野 君枝君 穴見 陽一君 瀬戸 隆一君 宮崎 謙介君 宗清 皇一君 山田 賢司君 熊田 裕通君 木村 弥生君 今枝宗一郎君 金子万寿夫君 白須賀貴樹君 中山 展宏君 本村賢太郎君 宮本 岳志君 補任 厚生労働委員	穴見 陽一君 山田 賢司君 本村賢太郎君 宮本 岳志君 中山 展宏君 熊田 裕通君 白須賀貴樹君 木村 弥生君 金子万寿夫君 今枝宗一郎君 尾身 朝子君 工藤 彰三君 前田 一男君 小林 史明君 船田 元君 笠 浩史君 畑野 君枝君 補任 厚生労働委員
議院運営委員 補任 田野瀬大道君 宮崎 岳志君 渡辺 孝一君 中島 克仁君 中島 克仁君 宮崎 岳志君 特別委員辞任及び補欠選任 一、去る十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 補任 井上 英孝君 木内 孝胤君 (議案受領) 一、去る十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。 競馬法の一部を改正する法律案 矯正医官の兼業及び勤務時間の特例等に関する法律案	補欠 渡辺 孝一君 中島 克仁君 田野瀬大道君 宮崎 岳志君 (議案付託) 一、去る十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案(内閣提出第一五号) 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案(内閣提出第一六号) 以上二件 文部科学委員会 付託 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号) 安全保障委員会 付託
一、昨二十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一五号) 法務委員会 付託 (回付議案受領) 一、去る十七日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案 (議案通知) 一、去る十七日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法を廃止する法律案 (答弁書受領) 一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。 衆議院議員初鹿明博君提出日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告に関する質問に対する答弁書 衆議院議員初鹿明博君提出出駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問に対する答弁書 衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する質問に対する答弁書	平成二十七年四月七日提出 質問 第一八八九号 日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告に関する質問主意書 提出者 初鹿 明博 日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告告に関する質問主意書 日本航空の整理解雇問題についてILOから二度に渡り勧告が出されています。 この件については国会でも何度か取り上げられています。政府側の答弁は係争中につきコメントを控えさせていただきます。先々月、最高裁が上告棄却したことにより法廷での争いは終局しましたので、改めて、政府の見解を伺います。 ILOの勧告は、整理解雇の是非を問う組合側が、業績回復後に日本航空が新規採用を始めたことに関連して、まずは整理解雇した人から優先的に再雇用するよう求めていることについて、当該組合を含め、全ての組合と協議を行うことが日本航空に求められているとしているものであります。国際化社会の中で日本企業が世界の企業との競争で勝ち抜いていく上で、労働慣行も世界水準に達しなければなりません。 ILO勧告は日本航空を名指しで出されていますが、ILO条約の締約国である日本国政府に対して日本航空を指導するよう求めているものではありません。このまま政府が何ら対処をしなければ、三度目、四度目のフォローアップがILOから出され続けることも考えられます。 政府はILOから二度に渡り勧告を受けている事実を真摯に受け止め、締約国としての自覚を持ち、日本航空に対して、ILOの勧告に則って労使協議を行うように強く要請するべきだと考えますが見解を伺います。 右質問する。 内閣衆質一八九九第一八九号 平成二十七年四月十七日 衆議院議長 町村 信孝殿 衆議院議員初鹿明博君提出日本航空の整理解雇問題に対するILO勧告に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出日本航空の整理
解雇問題に対する「ILO勧告」に関する質問
に対する答弁書

我が国では、労使の自主的な協議を確保するため、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七條において「使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒むこと」を不当労働行為として禁止し、労働委員会による救済制度を整備している。御指摘の「再雇用」に関する事項についても、仮に、使用者が労働組合と団体交渉をすることを正当な理由がなく拒否した場合、労働委員会は、労働組合の申立てを受けたときは、個別の事案に即して判断し、団体交渉の応諾等を命ずることのできる仕組みとなっている。したがって、御指摘の「ILOの勧告」については、この仕組みによって対応できているものと考えている。

平成二十七年四月八日提出
質問 第一九〇号

駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問
主意書

提出者 初鹿 明博

駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問
主意書

近年、朝、夕の通勤時間を中心に大型ターミナル駅でもない住宅地の駅で、制服、私服問わず警察官が外国人、特に、中国人と思しき通行人を呼び止め執拗に職務質問をしている場面を頻繁に目にします。

実際に声掛けをしている警察官に聞いたところ、外国人だから声をかけている訳ではなく、不審者に対して声をかけていると答えられました。見ている限りでは、明らかに外国人と思しき人を狙っており、そうだとすると外国人の人権を著しく軽視していると感じます。

以下質問します。

一 外見で人を判断するのは非常に難しいと思いますが、どういう基準で声を掛ける人、掛けない人を選んでいるのか伺います。

二 このような活動をする駅をどのような基準で選んでいるのか伺います。

三 政府は「日本再興戦略」JAPAN is BACK(平成二十五年六月)で「二〇三〇年には訪日外国人旅行者数三〇〇万人を超えることを目指す」という成果指標を掲げています。

このように国を挙げて外国人観光客を呼び込んでいる中で、外国人、特に中国人に対して集中的に職務質問を行っている実態はありませんか。中国からは今後多くの訪日観光客が見込まれますが、そのような実態があるとするれば、大多数の善良な外国人観光客に対しても職務質問を行う可能性があり、日本に対する印象を悪化させることが懸念されます。その点について政府の見解を伺います。

四 多くの外国人観光客の訪問が予想される二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会の後でも、これまで同様に駅頭での職務質問を継続していくつもりなのか、政府の見解を伺います。

五 過去五年間に駅頭で職務質問を実施した日数及び当該職務質問を端緒として不法滞在等の法令違反で検挙に至った事案の件数を、それぞれ各年毎にお示し願います。

六 このように闇雲に駅頭で声を掛ける方法が、費用対効果として適切だと考えているのか、政府の見解を伺います。

内閣衆質一八九第一九〇号
平成二十七年四月十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員初鹿明博君提出駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出駅頭での外国人に対する職務質問に関する質問に対する答弁書

一、二、四及び六について

お尋ねの「基準」の意味するところが必ずしも明らかではないが、都道府県警察の警察官は、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条に規定する警察の責務を達成するため、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)第二条第一項の規定に基づき、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしてしていると疑うに足る相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者に対して職務質問を行うものであり、御指摘の「闇雲に駅頭で声を掛ける方法」がとられているとは承知していない。

三について

お尋ねのような実態は承知していない。

五について

お尋ねの「日数」及び「件数」については把握していないため、お答えすることは困難である。

平成二十七年四月八日提出
質問 第一九一号

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問
主意書

提出者 鈴木 貴子

ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問主意書

「政府答弁書一」(内閣衆質一八九第一〇八号)並びに、「政府答弁書二」(内閣衆質一八九第一七〇

号)を踏まえ、質問する。

一 「政府答弁書二」(内閣衆質一八九第一七〇号)で、「昭和四十一年三月に外務省欧亜局東欧課が作成した「戦時日ソ交渉史(自昭和十六年至昭和二十年)」においては、「本件電報は遂に到着しなかつた。」としている。」との答弁がなされているが、何故到着しなかつたのかその理由を明らかにされたい。

二 そもそも駐日ソ連日本国特命全權大使佐藤尚武氏は、公電を打った痕跡はあるのか。

三 本国に公電が到着していなかつたこと、また伝わらなかつたことは、駐日ソ連日本国特命全權大使佐藤尚武氏の怠慢ではないか。外務省の見解如何。

四 戦時中、他に公電が日本政府に対し、届かなかつた例はあるか。

内閣衆質一八九第一九一号
平成二十七年四月十七日

衆議院議長 町村 信孝殿
衆議院議員鈴木貴子君提出ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木貴子君提出ソ連の対日宣戦布告に対する公電等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

お尋ねの公電については、戦時下のことであることから、確定的にお答えすることは困難であるが、昭和四十一年三月に外務省欧亜局東欧課が作成した「戦時日ソ交渉史(自昭和十六年至昭和二十年)」においては、「モスクワ中央電信局は受理したにもかかわらず、日本電信局へ送達しなかつたのである。」としており、「駐日ソ連

日本国特命全權大使佐藤尚武氏の怠慢」との御指摘は当たらないと考える。

四について
お尋ねについては、確認できる関係文書が保存されていないため、お答えすることは困難である。

平成二十七年四月八日提出
質問 第一九二号

外務省参与に関する質問主意書

提出者 鈴木 貴子

外務省参与に関する質問主意書

外務省は前沖縄県知事公室長の又吉進氏を参与に任命している。

右を踏まえ、質問する。

一 又吉外務省参与は秘密指定がなされた公電書類を読み、見ることが出来るか。

二 又吉外務省参与には外交旅券が発給されるか。

三 又吉外務省参与が外国出張の際には、日本大使館・総領事館の便宜供与を受けることが出来るか。

四 機密費(外務省報償費)を使うことが出来るか。

五 又吉外務省参与は琉球新報の取材で、「自分はそのももという役割が分からない」と述べているが、参与という重要な職を依頼するにあたり外務省は具体的な担当や役割を又吉氏に明示したか。

内閣衆質一八九第一九二号

平成二十七年四月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 町村 信孝殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員鈴木貴子君提出外務省参与に関する質問に対する答弁書

一について

外務省参与は、一般職の非常勤の国家公務員であり、職務の遂行に必要な場合には、秘密に指定された文書を閲覧することが出来る。

二について

一般に、外務省参与が国の用務により外国に渡航する場合には、外交旅券が発給される。

三について

お尋ねについては、他の外務省職員の出張と同様に取扱いされる。

四について

外務省の報償費は、外務省参与を含む外務省職員が行う公にしないことを前提とする外交活動において、情報収集及び外交関係の有利に展開するための活動に支出される。

五について

外務省として、在沖縄米軍に係る問題や沖縄県及び同県内の市町村の国際交流等について助言を得るため、御指摘の者を外務省参与に任命したものであり、任命に当たっては、御指摘の者にその旨を説明している。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年二月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「一、九二一人」を「一、九五三人」に改める。

第二条中「二万九百九十人」を「二万九百五十

十四人に改める。

附則

この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 判事の員数を三十二人増加すること。

2 裁判官以外の裁判所の職員の員数を三十六人減少すること。

3 この法律は、平成二十七年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十七年年度裁判所関係予算に、約一億一

千三百二十二万円減額した額が計上されている。

右報告する。

平成二十七年四月十七日

法務委員長 奥野 信亮

衆議院議長 町村 信孝殿

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成二十七年二月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十号」を削り、「第二十一条」

第二十四条を「第九条―第十二条」に、

第四第

四節 削除

第一章 文化庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置(第二十六条)

第二款 任務及び所掌事務(第二十七条・第二十三節 審議会等(第二十九条・第三十一条) 特別の機関(第三十二条)

「第四章 外局

第一節 設置(第十三条)

第二節 スポーツ庁(第十四条・第十八

八条)

を 第三節 文化庁

第二款 任務及び所掌事務(第十七

第三款 審議会等(第二十條・第二

特別の機関(第二十三条)

六条) に、「第三十三条」を「第二十四条」

条(第十九条

十二条)

に改める。

第三条中「スポーツ」を削り、「並びに科学技術」を「科学技術」に改め、「総合的な振興」の下に「並びにスポーツに関する施策の総合的な推進」を加える。

第四条中第四十三号を削り、第四十四号を第四十三号とし、第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を削り、第四十八号を第四十六号とし、第四十九号から第六十九号までを二号ずつ繰り上げ、第七十号を第六十八号とし、同号の次に次の二号を加える。

六十九 スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

七十 スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

第四条中第七十一号から第七十五号までを削り、第七十六号を第七十一号とし、第七十七号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

第四条中第七十八号を第七十四号とし、第七十九号を第七十五号とし、第八十号を第七十六号とし、同条第八十一号中「第八十七号」を「第八十三号」に、「第八十四号」を「第八十号」に改め、同条を同条第七十七号とし、同条中第八十二号から第九十七号までを四号ずつ繰り上げる。

第九条から第二十条までを削り、第三章第三節中第二十一条を第九条とし、第二十二条を第十条とし、第二十三条を第十一条とする。

第三章第四節の節名、第四章の章名、同章第一節の節名、同節第一款及び第二款の款名並びに同章第二節及び第三節の節名を削る。

第二十四条を第十二条とし、同条の次に次の章名、二節、節名、款名及び一条を加える。

第四章 外局

第一節 設置

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省に、次の外局を置く。

スポーツ庁

文化庁

第二節 スポーツ庁

(長官)

第十四条 スポーツ庁の長は、スポーツ庁長官とする。

(任務)

第十五条 スポーツ庁は、スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第十六条 スポーツ庁は、前条の任務を達成するため、第四条第三号、第五号、第三十号、第三十八号、第三十九号、第六十九号から第七十六号まで、第八十六号(スポーツの振興に係るものに限る)、第八十七号及び第八十九号から第九十三号までに掲げる事務並びに学校における体育及び保健教育の基準の設定に関する事務をつかさどる。

第三節 文化庁

第一款 任務及び所掌事務

(長官)

第十七条 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第二十五条及び第二十六条を削り、第二十七条を第十八条とする。

第二十八条中「第八十一号から第八十九号まで、第九十号」を「第七十七号から第八十五号まで、第八十六号」に、「第九十一号及び第九十三号から第九十七号まで」を「第八十七号及び第八十九号から第九十三号まで」に改め、同条を第十九条とし、第二十九条を第二十条とし、同条の前に次の款名を付する。

第二款 審議会等

第三十条を第二十一条とし、第三十一条を第二十二条とし、第三十二条を第二十三条とし、同条の前に次の款名を付する。

第三款 特別の機関

第五章中第三十三条を第二十四条とする。

附則第三項中「第三十条」を「第二十一条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成二十七年十月一日から施行する。

(国家行政組織法の一部改正)

2 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

別表第一 文部科学省の項中「文化庁」を「文化庁」に改める。

理由

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 文部科学省の任務及び所掌事務の改正

(一) 文部科学省の任務のうちスポーツに係る部分を「スポーツに関する施策の総合的な推進」に改めることとする。

(二) 文部科学省の所掌事務に、次の事務を追加することとする。

- (1) スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- (2) スポーツに関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- (3) 心身の健康の保持増進に資するスポーツの機会の確保に関すること。

2 スポーツ庁の設置

(一) 文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置し、同庁の長をスポーツ庁長官とする。

(二) スポーツ庁の任務を「スポーツの振興その他のスポーツに関する施策の総合的な推進を図ること」とすること。

(三) スポーツ庁は、その任務を達成するため、1の(二)の(1)から(3)までのほか、スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事務その他の事務をつかさどることとする。

3 施行期日等

この法律は、平成二十七年十月一日から施行すること。また、その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

スポーツに関する施策を総合的に推進するため、スポーツに関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務等を文部科学省の所掌事務に追加するとともに、文部科学省の外局としてスポーツ庁を設置することとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十七年四月十七日

文部科学委員長 福井 照

衆議院議長 町村 信孝殿

〔別紙〕

文部科学省設置法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 文部科学省の外局として「スポーツ庁」を設置するに当たっては、行政改革の推進の観点から組織の肥大化につながらることのないよう十分留意すること。

二 スポーツ庁における関連施策の総合的な推進体制の整備に当たっては、その機能と役割の明確化を図り、縦割り行政を解消し、スポーツ行政の一体的な推進に努めること。

三 スポーツ庁長官の登用に当たっては、その職務の果たす役割に鑑み、スポーツに造詣が深く情報発信力のある人材を広く各界に求めることも含め、十分考慮すること。

四 新設される「スポーツ審議会」においては、審議事項について、競技スポーツ分野に偏在することなく、また、学校体育等の教育上の観点にも留意するとともに、選任される委員の出身分野及び男女比に十分配慮すること。

五 全ての人がスポーツに参加することができる真のバリアフリー社会の実現に寄与する観点から、障害に対する国民の理解を促進し、障害者の積極的な社会参加に寄与する障害者スポーツの環境整備の推進に努めること。

六 各スポーツ団体の自主性を尊重し、スポーツ団体の組織運営体制の在り方に関するガイドラインの策定等を通じ、ガバナンス強化と透明性の向上に向けた取組を支援するとともに、スポーツ紛争の予防及び迅速な解決の観点から、スポーツ団体・アスリート等の仲裁・調停に関する理解増進等の取組を支援すること。

七 国際競技連盟等における日本人役員の増員を図ることにより、国際スポーツ界における我が国の発言力を高め、国際的な競技大会等において日本人選手が十分に力を発揮できるよう支援に努めること。

八 競技スポーツの推進・強化のため、指導者等の資質・能力の向上を図るとともに、競技者が引退後の生活に不安を感じることなく、競技力向上に邁進できるよう支援すること。

水防法等の一部を改正する法律案

右

平成二十七年二月二十日
内閣総理大臣 安倍 晋三

水防法等の一部を改正する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法昭和二十四年法律第百九十三号の一部を次のように改正する。

第一条中「洪水」の下に「雨水出水」を加える。

第二条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「当該指定都市の長」の下に「並びに下水道管理者(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七條第四項において同じ。)」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「消防団」を「消防団」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

第三条の二中「洪水の下に」「雨水出水を加える。

第七條中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

第十三條の見出し中「行」の下に「洪水に係る」を加え、同条第一項及び第二項中「特別警戒水位」を「洪水特別警戒水位」に改める。

第十三條の二中「前条第一項」を「第十三條第一項に、「若しくは前条第二項」を「第十三條第二項、第十三條の二第一項若しくは前条」に改め、同条を第十三條の四とし、第十三條の次に次の二條を加える。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三條の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等(下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同法第四号に規定する流域下水道又は同法第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。)の排水施設等(排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四條の二第一項において同じ。)で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、雨水出水特別警戒水位(雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位(公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さ)をいう。以下この条において同じ。)をいう。

次項において同じ。)を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標

管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三條の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したもののついて、高潮特別警戒水位(警戒水位を超え水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。)を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

第十四條の見出しを「洪水浸水想定区域」に改め、同条第一項中「当該河川の洪水防衛に関する計画の基本となる降雨を、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第一項において同じ。)」に、「浸水想定区域」を「洪水浸水想定区域」に改め、同条第二項中「区域及び」を「区域」に改め、「水深」の下に「その他の国土交通省令で定める事項」を加え、同条第三項中「指定の区域及び浸水した場合に想

定される水深を「前項の国土交通省令で定める事項に改め、同条の次に次の二条を加える。」

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二

第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

第十五条第一項中「前条第一項の規定により浸水想定区域」を第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域に、「当該浸水想定区域を」を「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」に改め、同項ただし書中「第三号ハ」を「第四号ハ」に改め、同項第一号中「第十三条第一項若しくは第二項の下に」を「第十三条の二若しくは第十三条の三を加え、若しくは都道府県知事が」を、「都道府県知事若しくは市町村長が」に、「以下」を「次項において」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

第十五条第一項第三号中「浸水想定区域」の下に「(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。)」を加え、同号イ中「施設」の下に「(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用す

と見込まれるものを含む。)」を、「の洪水時」の下に「雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)」を加え、「及び洪水時」を「及び洪水時等」に改め、同号ロ中「主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に」を「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として」に、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号ハ中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

3 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

第十五条第一項に次の一号を加える。

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第十五条第二項中「同項第三号」を「同項第四号」に改め、同項第一号中「前項第三号イ」を「前項第四号イ」に改め、「掲げる施設の下に」(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。))を加え、「次条第七項」を「次条第九項」に改め、同項第二号中「前項第三号ロ」を「前項第四号ロ」に改め、同項第三号中「前項第三号ハ」を「前項第四号ハ」に改め、同条第三項中「住民」の下に「滞在者その他の者」を加える。

第十五条の二第一項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項の地下街及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項を同条第七項とし、同条第四項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「洪水時」を「洪水時等」に改め、同項を

同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

第十五条の二第二項の次に次の一項を加える。

2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

第十五条の三第一項及び第十五条の四第一項中「洪水時」を「洪水時等」に改める。

第十五条の五中「及び第三項」を「及び第五項」に改める。

第二十八条第一項中「運搬用機器」の下に「若しくは排水用機器」を加える。

第二十九条及び第三十二条第一項中「洪水」の下に「雨水出水」を加える。

第三十三条第四項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中第二章 公共下水道(第三、第二、二十五条)を

第二章 公共下水道(第三、第二、二十五条)を
第二節 公共下水道の管理等(第三、第二、二十五条)を
第二節 浸水被害対策区域における特別の措置(第二、二十五条の二、二十五条の九)に、「第二十五条の二―第二十五条の十」を

「第二十五条の十一」第二十五条の「十八」に改める。

第二条第二号中「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に改め、「ポンプ施設」の下に、「貯留施設」を加え、同条に次の一号を加える。

九 浸水被害 排水区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合において排水施設に当該雨水を排除できないこと又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる浸水により、国民の生命、身体又は財産に被害を生ずることをいう。

第二章第三条の前に次の節名を付する。

第一節 公共下水道の管理等

第十二条の二第二項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改める。

第十四条第一項中「第二十五条の七第二項」を「第二十五条の十五第二項」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(災害時維持修繕協定の締結)

第十五条の二 公共下水道管理者は、公衆衛生上重大な危害が生じ、又は公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことを防止するため災害の発生時において公共下水道管理者以外の者が公共下水道の施設の特定の維持又は修繕に関する工事を行うことができることをあらかじめ定めておく必要があると認めるときは、その管理する公共下水道について、公共下水道の施設の維持又は修繕に関する工事を適確に行う能力を有すると認められる者(第二号において「災害時維持修繕実施者」という。)との間において、次に掲げる事項を定めた協定(以下「災害時維持修繕協定」という。)を締結することができる。

一 災害時維持修繕協定の目的となる公共下水道の施設(以下「協定下水道施設」という。)

二 災害時維持修繕実施者が公共下水道の施設の損傷の程度その他の公共下水道の状況に応じて行う協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事の内容

三 前号の協定下水道施設の維持又は修繕に関する工事に要する費用の負担の方法

四 災害時維持修繕協定の有効期間

五 災害時維持修繕協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

第十六条中「者は」の下に、「前二条の規定による場合のほか」を加える。

第二十一条の二第二項中、「再生利用」を削り、「減量」の下に「努めるとともに、発生汚泥等が燃料又は肥料として再生利用されるよう」を加える。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(水防管理団体の行う水防への協力)

第二十三条の二 公共下水道管理者は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第七条第四項(同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。)において準用する同法第七条第三項に規定する同意をした同法第二条第六項に規定する水防計画(以下「同意水防計画」という。)に公共下水道管理者の協力が必要な事項が定められたときは、当該同意水防計画に基づき水防管理団体(同条第二項に規定する水防管理団体をいう。)が行う水防に協力するものとする。

第二十四条第三項を次のように改める。

三 公共下水道管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分には、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、いかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 排水施設を固着して設けるとき。

二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の

物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 次に掲げる物件その他公共下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は当該部分を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

イ 同意水防計画で定める水防管理者(水防法第二条第三項に規定する水防管理者をいう。)又は量水標管理者(同法第十条第三項に規定する量水標管理者をいう。)が設置する量水標等(同法第二条第七項に規定する量水標等をいう。)

ロ 国、地方公共団体、電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二百二十条第一項に規定する認定電気通信事業者その他政令で定める者が設置する電線

ハ 国、地方公共団体、熱供給事業法(昭和四十七年法律第八十八号)第二条第三項に規定する熱供給事業者その他政令で定める者が設置する下水を熱源とする熱を利用するための熱交換器

第二十五条の十第一項中「第二十三条」を「第二十三条の二」に改め、同条第二項中「第二十三条」を「から第二十三条の二まで」に改め、第二章の二中同条を第二十五条の十八とし、第二十五条の九を削る。

第二十五条の八第一項中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同条を第二十五条の十六とし、同条の次に次の一条を加える。

(他の施設等の設置の制限)

第二十五条の十七 流域下水道管理者は、次に掲げる場合を除き、何人に対しても、流域下水道の施設にいかなる施設又は工作物その他の物件も設けさせてはならない。

一 流域関連公共下水道を接続するとき。

二 あらかじめ他の施設又は工作物その他の

物件の管理者と協議して共用の暗渠を設けるとき。

三 第二十四条第三項第三号イからハまでに掲げる物件その他流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれのないものとして政令で定めるものを固着し、若しくは突出し、又は流域下水道の施設を横断し、若しくは縦断して設けるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないときとして政令で定めるとき。

第二十五条の七を第二十五条の十五とし、第二十五条の六を第二十五条の十四とする。

第二十五条の五中「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の十一第一項」に改め、同条第二号中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、同条を第二十五条の十三とし、第二十五条の四を第二十五条の十二とし、第二十五条の三を第二十五条の十一とする。

第二十五条の二中「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十五条の十とする。

第二章に次の一節を加える。

第二節 浸水被害対策区域における特別の措置

(排水設備の技術上の基準に関する特例)

第二十五条の二 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域(排水区域のうち、都市機能が相当程度集積し、著しい浸水被害が発生するおそれがある区域であつて、当該区域における土地利用の状況からみて、公共下水道の整備のみによつては浸水被害の防止を図ることが困難であると認められるものとして公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める区域をいう。以下同じ。)において浸水被害の防止を図るためには、排水設備(雨水を排除するためのものに限る。)が、第十条第三項の政令で定める技術上の基準を満たすのみでは

十分でなく、雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を備えることが必要であると認められるときは、政令で定める基準に従い、条例で、同項の技術上の基準に代えて排水設備に適用すべき排水及び雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する技術上の基準を定めることができる。

(管理協定の締結等)

第二十五条の三 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設、浸水被害の防止を図るために有用なものとして政令で定める規模以上のものに限り、以下同じ。を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等(当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の所有者、これらの敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。次条第一項において同じ。)を有する者をいう。以下同じ。)との間に、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

第二十五条の四 公共下水道管理者は、浸水被害対策区域において浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内において建設が予定されており、又は建設中である雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等となろうとする者、当該雨水貯留施設若しくはその属する施設の敷地である土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者を含む。以下「予定雨水貯留施設所有者等」という。との間に、管理協定を締結して建設後の

当該雨水貯留施設の管理を行うことができる。

2 前項の規定による管理協定については、予定雨水貯留施設所有者等の全員の合意がなければならぬ。

(管理協定の内容)

第二十五条の五 第二十五条の三第一項又は前条第一項の規定による管理協定(以下単に「管理協定」という。)には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 管理協定の目的となる雨水貯留施設(以下「協定雨水貯留施設」という。)
- 二 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定に違反した場合の措置

2 管理協定の内容は、次に掲げる基準のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 協定施設(協定雨水貯留施設又はその属する施設をいう。以下同じ。)の利用を不当に制限するものでないこと。
- 二 前項第二号から第四号までに掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。

(管理協定の縦覧等)
第二十五条の六 公共下水道管理者は、管理協定を締結しようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該管理協定を当該公告の日から二週間利害関係人の縦覧に供さなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該管理協定について、公共下水道管理者に意見書を提出することができる。

(管理協定の公示等)
第二十五条の七 公共下水道管理者は、管理協定を締結したときは、国土交通省令で定める

ところにより、その旨を公示し、かつ、当該管理協定の写しを当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供するとともに、協定施設又はその敷地である土地の区域内の見やすい場所に、それぞれ協定施設である旨又は協定施設が当該区域内に存する旨を明示しなければならない。

(管理協定の変更)

第二十五条の八 第二十五条の三第二項、第二十五条の四第二項、第二十五条の五第二項及び前二条の規定は、管理協定において定めた事項の変更について準用する。この場合において、第二十五条の四第二項中「予定雨水貯留施設所有者等」とあるのは、「雨水貯留施設所有者等(雨水貯留施設の建設後にあつては、雨水貯留施設所有者等)」と読み替えるものとする。

(管理協定の効力)

第二十五条の九 第二十五条の七(前条において準用する場合を含む。)の規定による公示のあつた管理協定は、その公示のあつた後において当該協定施設の雨水貯留施設所有者等又は予定雨水貯留施設所有者等となつた者に対して、その効力があるものとする。

第三十一条中「まで、第二十三条」の下に「第二十三条の二を加える。」

第三十一条の二第二項中「第二十五条の二第一項を第二十五条の十第一項に改める。」

第三十一条の三の次に次の一条を加える。

(協議会)

第三十一条の四 二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、それぞれが管理する下水道相互間の広域的な連携による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次

に掲げる者をその構成員として加えることができる。

- 一 関係地方公共団体
- 二 下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者
- 三 学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三十七条の二及び第三十八条第一号中「第二十五条の十第一項を「第二十五条の十八第一項」に改める。」

第四十二条第一項中「第二十五条の二第二項、第二十五条の三第二項を「第二十五条の十第二項、第二十五条の十一第二項に改める。」

第四十六条の二、第四十六条の二第一項各号、第四十七条の二、第四十九条第一号から第四号まで及び第五十一条中「第二十五条の十第一項を「第二十五条の十八第一項」に改める。」

第三條 下水道法の一部を次のように改正する。

第二條 第三号を次のように改める。

三 公共下水道 次のいずれかに該当する下水道をいう。

イ 主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであるもの、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

ロ 主として市街地における雨水のみを排除するために地方公共団体が管理する下水道で、河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を放流するもの又は流域下水道に接続するもの

第二条第四号口中「終末処理場を有するもの」の下に又は前号口に該当するもの」を加える。

第四条第三項中「協議」の下に「(第二条第三号口に該当する公共下水道(以下「雨水公共下水道」という。))に係るものを除く。」を加え、同条第五項中「よる届出」の下に「(雨水公共下水道に係るものを除く。)」を加える。

第五条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「予定処理区域」を「点検の方法及び頻度」に改め、同項第二号中「の配置」を「を設ける場合には、その配置」に改め、「又は流域下水道と接続する位置」を削り、同項中第四号を第六号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 流域下水道と接続する場合には、その接続する位置

五 予定処理区域(雨水公共下水道に係るものにあつては、予定排水区域。次条第三号において同じ。)

第六条第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第七条の第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「終末処理場」の下に「(雨水公共下水道に係るものにあつては、排水施設)」を加える。

第七条の次に次の一条を加える。

(公共下水道の維持又は修繕)

第七条の二 公共下水道管理者は、公共下水道を良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もつて公衆衛生上重大な危害が生じ、及び公共用水域の水質に重大な影響が及ぶことのないように努めなければならない。

2 公共下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、政令で定める。

3 前項の技術上の基準は、公共下水道の修繕を効率的に行うための点検及び災害の発生時

において公共下水道の機能を維持するための応急措置の実施に関する基準を含むものでなければならぬ。

第二十五条の十二第一項第一号中「能力」の下に並びに点検の方法及び頻度」を加える。

第二十五条の十三第一号中「土地の用途」を「土地利用の状況」に改め、同条第二号中「基準」の下に「適合し、かつ、排水施設の点検の方法及び頻度が第二十五条の十八において準用する第七条の第二項の技術上の基準に」を加え、同条第三号中「に限り」を削る。

第二十五条の十八中「第八条」を「から第八条まで」に改める。

(日本下水道事業団法の一部改正)

第四条 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 業務(第二十六条―第二十八条)」を「第四章 業務(第二十六条―第二十八条―第二節 特定下水道工事(第三十条―第三十二条))」に改める。

「第二節 特定下水道工事(第三十条―第三十二条)」を「第二節 業務の範囲等(第二十六条―第二十九条)」に改める。

「第三十七条―第四十八条」を「第四十二条―第四十三条」を「第四十九条―第五十条」に、「第四十四条―第四十六条」を「第五十一条―第五十二条」に、「第四十七条―第四十九条」を「第五十三条―第五十五条」に改める。

第四章中第二十六条の前に次の節名を付する。

第一節 業務の範囲等

第二十六条の見出しを「(業務の範囲)」に改め、同条第一項中第八号を第十一号とし、第三号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同項第二号中「及びポンプ施設を」、ポンプ施設、管渠及び協定雨水貯留施設(下水道法第二十五条の五第一項第二号に規定する協定雨水貯留施設をいう。))に改め、同条を同項第四号とし、同

号の次に次の一号を加える。

五 災害時維持修繕協定(下水道法第十五条の二(同法第二十五条の十八及び第三十一条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。))に規定する災害時維持修繕協定をいう。次条第二項において同じ。))に基づき、協定下水道施設(同法第十五条の二第一号に規定する協定下水道施設をいう。))の維持又は修繕に関する工事を行うこと。

第二十六条第一項第一号の次に次の二号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、地方公共団体の委託に基づき、次に掲げる管渠の建設を行うこと。

イ 浸水被害(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第九号に規定する浸水被害をいう。))が発生した場合において再度災害を防止するためその建設を特に緊急に行うべきもの

ロ その建設が高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して行うことが適当であると認められるもの

三 次節の規定により特定下水道工事を行うこと。

第二十六条第二項中「(昭和三十三年法律第七十九号)」を削り、「以下」の下に「この項において」を加え、同条第三項中「第二項第八号」を「第一項第十一号」に改める。

第四十九条を第五十五条とする。

第四十八条第四号中「第三十一条」を「第三十九条」に改め、同条第五号中「第三十八条」を「第四十五条」に改め、同条第六号中「第四十二条第二項を」第四十九条第二項に改め、同条を第五十四条とする。

第四十七条中「第四十三条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十三条とし、第

七章中第四十六条を第五十二条とし、第四十五条を削り、第四十四条を第五十一条とし、第六章中第四十三条を第五十条とし、第四十二条を第四十九条とし、第五章中第四十一条を第四十八条とし、第三十六条から第四十条までを七条ずつ繰り下げ、第三十五条を削る。

第三十四条第四項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十三条第一項中「うめ」を「埋め」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十二条中「第三十条」を「第三十八条」に改め、同条を第四十条とし、第二十九条から第三十一条までを八条ずつ繰り下げ、第四章中第二十八条を第二十九条とし、同条の次に次の一節を加える。

第二節 特定下水道工事

(特定下水道工事の代行)

第三十条 事業団は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者(下水道法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第三十六条において同じ。))である地方公共団体以下「下水道管理団体」という。))から要請があり、かつ、当該下水道管理団体における終末処理場等又は第二十六条第一項第二号イ若しくはロに掲げる管渠(次条及び第三十三条において「特定下水道」という。))の建設に関する工事(以下「特定下水道工事」という。))の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該特定下水道工事を当該下水道管理団体に代わつて自ら行うことが適当であると認められる場合には、同法第三条、第二十五条の十及び第二十六条の規定にかかわらず、これを行うことができる。

2 事業団は、前項の規定により特定下水道工事を行う場合には、政令で定めるところにより、下水道管理団体に代わつてその権限の一部を行うものとする。

3 下水道管理団体が第一項の要請をしようとするときは、あらかじめ、当該下水道管理団体の議会の議決を経なければならない。

4 事業団は、第一項の規定により特定下水道工事を行うおとすときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

5 事業団は、第一項の規定による特定下水道工事の全部又は一部を完了したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

(事業団の意見の聴取)

第三十一条 下水道管理団体は、前条の規定により事業団が特定下水道工事を行う特定下水道について下水道法第四条第六項の公共下水道の事業計画の変更、同法第二十五条の十一第七項の流域下水道の事業計画の変更又は同法第二十七条第一項の規定による公示事項の変更を行うとする場合には、あらかじめ、事業団の意見を聴かなければならない。

(特定下水道工事の廃止等)

第三十二条 事業団は、下水道管理団体の同意を得た場合でなければ、特定下水道工事を廃止してはならない。

2 第三十条第五項の規定は、事業団が特定下水道工事を廃止した場合について準用する。

3 事業団が特定下水道工事を廃止したときは、当該特定下水道工事に要した費用の負担については、事業団が下水道管理団体と協議して定めるものとする。

(特定下水道及びその用に供する土地の権利の帰属)

第三十三条 第三十条第五項の規定による特定下水道工事の完了の公告のあつた特定下水道及びその用に供する土地について事業団が取得した権利は、その公告の日の翌日において当該特定下水道を管理する下水道管理団体に

帰属するものとする。

(費用の負担又は補助)

第三十四条 事業団が第三十条の規定により特定下水道工事を行う場合には、その実施に要する費用の負担及びその費用に関する国の補助については、下水道管理団体が自ら当該特定下水道工事を行うものとみなす。

2 前項の規定により国が当該下水道管理団体に
に対し交付すべき負担金又は補助金は、事業
団に交付するものとする。

3 前項の場合には、事業団は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の規定の適用については、同法第二条第三項に規定する補助事業者とみなす。

4 第一項の下水道管理団体は、同項の費用の額から第二項の負担金又は補助金の額を控除した額を事業団に支払わなければならない。

5 第一項の費用の範囲、前項の規定による支払の方法その他同項の費用に関し必要な事項は、政令で定める。

(審査請求)

第三十五条 事業団が第三十条第二項の規定により下水道管理団体に代わつてする処分又はその不作為に不服がある者は、国土交通大臣に対して審査請求をすることができる。この場合において、国土交通大臣は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十五条第二項及び第三項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条並びに第四十九条第三項の規定の適用については、事業団の上級行政庁とみなす。

(下水道法の適用)

第三十六条 第三十条第二項の規定により公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者に代わつてその権限を行う事業団は、下水道法第五章の規定の適用について

は、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とみなす。

第二十七条を第二十八条とする。

第二十六条の二中「第二十五条の十」を「第二十五条の十八」に改め、「公共下水道管理者」の下に「同法第四条第一項に規定する公共下水道管理者をいう。以下同じ。」を、「流域下水道管理者」の下に「同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者をいう。以下同じ。」を加え、同条に次の一項を加える。

下水道法第二十二條第二項（同法第

条の十八において準用する場合を含む。）の規定は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が事業団と災害時維持修繕協定を締結した場合において、当該災害時維持修繕協定に基づき事業団が公共下水道又は流域下水道の維持管理を行うときは、適用しない。

第二十六条の二を第二十七条とする。

第二十六条の二を第二十七条とする。

附
則

施行期日) 条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第三条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

水防法の一部改正に伴う経過措置

一条 第一条の規定による改正後の水防法（以下この条において「新水防法」という。）第十四条第一項の規定により洪水浸水想定区域の指定がされるまでの間は、この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域は、新水防法第十四条第一項の規定により指定された洪水浸水想定区域とみなす。

前項の規定により洪水浸水想定区

した浸水想定区域に対する新水防法第十五条か
第十五条の四までの規定の適用については、

新水防法第十五条第一項中「第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定」第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときはとあるのは、水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号。以下この項において「改正法」とい

う。〕の施行後速やかに」と、「同法」とあるのは「災害対策基本法」と、「当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域」とあるのは「改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の水防法第十四条第一項の規定により指定されている浸水想定区域（以下この条において単に「浸水想定区域」という。）」と、同項第一号中「第十三条の二若しくは第十三条の三の規定」とあるのは「の規定」

と、「都道府県知事若しくは市町村長」とあるのは「若しくは都道府県知事」と、同項第三号中「洪水、雨水出水又は高潮」とあるのは「洪水」と、同項第四号中「浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）」とあるのは「浸水想定区域」と、同号イ中「洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）」とあるのは「洪水時」と、「洪水時等」とあるのは「洪水時」と、同号ロ及びハ並びに同項第五号並びに新水防法第十五条の二第二項、第二項、第五項、第六項、第八項及び第九項、第十五条の三第二項並びに第十五条の四第一項中「洪水時等」とあるのは「洪水時」とする。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第三十三条 第三條の規定の施行の際現に同條の規定による改正前の下水道法（次項において「第三條改正前下水道法」という。）第四條第一項の規定により定められている事業計画については、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から

水防法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 水防法の一部改正

(一) 目的に雨水出水(以下「内水」という。)を追加するとともに、都道府県知事等は、内水及び高潮に係る水位情報を水防管理者等へ通知等しなければならぬこと。

(二) 洪水浸水想定区域の前提となる降雨を、想定し得る最大規模の降雨に変更するとともに、都道府県知事等は、新たに内水及び高潮に係る浸水想定区域を指定すること。

2 下水道法の一部改正

(一) 下水道による汚水処理を行わないこととした地域において、雨水のみを排除するための下水道を雨水公共下水道として整備することができること。

(二) 公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準は政令で定めるところ。また、事業計画に定めるべき事項に排水施設の点検方法及び頻度を追加し、これらが当該技術上の基準に適合していなければならないこと。

(三) 公共下水道管理者は、浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内に存する雨水貯留施設について、当該施設の所有者等との間の管理協定に基づき管理できると。

(四) 公共下水道の排水施設の暗渠部分等に、民間事業者等が熱交換器等を設置することができること。

(五) 二以上の公共下水道管理者等は、下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとする。また、協議会の構成員は協議結果を尊重しなければならないこと。

3 日本下水道事業団法の一部改正

日本下水道事業団は、地方公共団体の委託に基づき、高度の技術を要する管渠の建設及び維持管理等を行うことができる。また、地方公共団体から要請があり、かつ、当該地方公共団体における実施体制等を勘案して適当であると認められる場合は、当該地方公共団体の下水道工事を代行できること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

多発する浸水被害に対処するとともに、下水道管理をより適切なものとするため、浸水想定区域制度の拡充、雨水貯留施設の管理協定制度の創設、下水道施設の適切な維持管理の推進、日本下水道事業団による下水道管理者の権限代行制度の創設等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

平成二十七年一般会計予算に、下水道防災事業費に係る経費二億円が、また、下水道事業費に係る経費十億六千二百万円の中に計上されている。

右報告する。

平成二十七年四月十七日

国土交通委員長 今村 雅弘
衆議院議長 町村 信孝殿

発行所 東京一〇五―八四四五
二番五号 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国立印刷局
電 話 03 (3587) 4294
定 価 本号一部 二八円
(本体 二〇円)